

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第52期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社バロー

【英訳名】 VALOR CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田代 正美

【本店の所在の場所】 岐阜県恵那市大井町180番地の1
同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 岐阜県多治見市大針町661番地の1

【電話番号】 (0572)20-0860(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 志津 幸彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第52期 第3四半期 連結累計期間	第52期 第3四半期 連結会計期間	第51期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
営業収益	(百万円)	257,333	88,739	318,026
経常利益	(百万円)	8,107	2,861	10,835
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,486	1,445	4,136
純資産額	(百万円)		55,816	53,774
総資産額	(百万円)		181,283	164,609
1株当たり純資産額	(円)		1,073.81	1,027.07
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	67.18	27.88	79.66
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)			79.63
自己資本比率	(%)		30.4	32.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,119		13,942
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,563		16,869
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,768		3,643
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		14,695	7,372
従業員数	(名)		3,732	3,510

(注) 1 営業収益は、売上高と営業収入の合計です。なお、営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第52期第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

(1) 当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社福井中央漬物	岐阜県多治見市	20	流通事業	100.0	食品製造業 役員の兼任...2名

(注) 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

(2) 当第3四半期連結会計期間において、以下の会社を連結の範囲から除外となりました。

ペットケアアドバイザー養成専門学校を運営していた株式会社ペットフォレストアカデミーは、平成20年11月12日付けで破産手続開始決定がされたため、関係会社に該当しなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	3,732 (7,371)
---------	---------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間勤務換算)を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	1,866 (3,944)
---------	---------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間勤務換算)を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【販売及び仕入の状況】

(1) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		販売高(百万円)
流通事業	スーパーマーケット	61,163
	ホームセンター	10,796
	ドラッグストア	12,557
	その他	1,640
小計		86,158
スポーツクラブ		2,035
その他		546
合計		88,739

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当第3四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		仕入高(百万円)
流通事業	スーパーマーケット	44,831
	ホームセンター	8,421
	ドラッグストア	9,258
	その他	1,349
小計		63,861
スポーツクラブ		139
その他		45
合計		64,045

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国におけるサブプライム問題に端を発した世界的な金融の混乱による信用市場の縮小や、米国の実質ゼロ金利政策による円高進行と世界的な消費低迷を受けた輸出型産業の不振など、景気の減速傾向が一段と顕著になってまいりました。製造業における大幅な雇用調整などにより、勤労者の生活防衛意識は高まっており、食品の安全問題に対する不安と相まって、小売業界には厳しい状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループといたしましては、安心で安全な商品の提案と積極的な出店政策を基本として営業力の強化に取り組むとともに、販売管理費の節約・削減を通じた経営の効率化を図ってまいりました。

このような経営環境のもと、当連結第3四半期連結会計期間の連結営業収益は887億39百万円、連結営業利益は26億83百万円、連結経常利益は28億61百万円、連結四半期純利益は14億45百万円となりました。

（流通事業）

流通事業といたしましては、原材料の価格上昇により、様々の商品価格の値上げが相次ぐなか、P B商品(自社開発商品)の充実を目指して新規ブランド(Vセレクト・Vクオリティ・Vオーガニック)を平成20年4月より立ち上げ、P B商品の開発・販売を統括する新会社「株式会社Vソリューション」を、平成20年6月に設立し、P B商品の充実をしてきました。11月には株式会社京阪ザ・ストア(大阪市中央区)とP B商品供給について合意するなど、着実に具体的成果に結びついております。

店舗につきましては、スーパーマーケット2店舗及びドラッグストア4店舗を開設いたしました。

以上の結果、流通事業の営業収益は861億58百万円、営業利益は26億61百万円となりました。

（スポーツクラブ事業）

スポーツクラブ事業におきましては、東海地区・関西地区を拠点とし、経験豊かなスタッフと上質な空間をご用意して、地域の皆様にご満足いただけるスポーツクラブを目指して運営してまいりましたが、原油価格の高騰等の影響もあり、スポーツクラブ事業の営業収益は20億35百万円、営業損失は98百万円となりました。

（その他の事業）

その他の事業におきましては、保険代理業及び温泉事業等を営んでおり、グループ各社それぞれに営業部門の充実と顧客の開拓に努め、グループとしてのシナジー効果実現に努めてまいりました。

以上の結果、その他の事業の営業収益は5億46百万円、営業利益は41百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ166億73百万円増加し、1,812億83百万円となりました。これは主に新規出店による棚卸資産の増加及び有形固定資産の取得によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ146億31百万円増加し、1,254億66百万円となりました。これは主に、新規出店による買掛金及び借入金の増加並びに社債の発行40億円によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ20億42百万円増加し、558億16百万円となり、自己資本比率は30.4%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ108億89百万円増加し146億95百万円となりました。これはフリーキャッシュ・フロー(営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたもの)が38億94百万円の収入となったほか、財務活動によるキャッシュ・フローも69億94百万円の増加となったことによるものであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動により得られた資金は、63億78百万円となりました。これは主に、たな卸資産の増加20億67百万円及び賞与の支出があったものの、仕入債務の増加57億82百万円、税金等調整前四半期純利益27億5百万円及び減価償却費20億63百万円の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は、24億83百万円となりました。これは主に、新規出店及び改装による有形固定資産の取得41億30百万円及び差入保証金の支払額6億52百万円の支出があったものの、有形固定資産の売却による収入25億24百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動の結果得た資金は、69億94百万円となりました。これは主に、短期借入金の純増額8億69百万円及び社債の発行による調達39億92百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）による取組み）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年6月26日開催の当社第51期定時株主総会における株主の皆様からのご承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様にご与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、(2) 設備の新設、除却等の計画 重要な設備計画の完了 の項目に記載した設備が増加いたしました。

なお、重要な設備の減少は以下の通りであります。

会社名	事業所名 所在地	事業の種類別 セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)			
				建物及び 構築物	土地	差入保証金	合計
(株)パロー	上越店 新潟県上越市	流通事業 (スーパーマーケット)	店舗	1,526	783	34	2,343

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の変更

第2四半期連結会計期間末に計画していた設備計画は、以下のように変更いたしました。

会社名	事業所名 所在地	事業の種類別セ グメント(事業 部門)の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力	変更の 内容
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了		
(株)アクトス	刈谷店 愛知県刈谷市	スポーツクラ ブ事業	店舗	500	166	自己資金 及び借入金	平成20年 9月	平成21年 2月	販売力の 増加	投資総額 及び完了 予定の変 更

重要な設備計画の完了

第2四半期連結会計期間末に計画していた設備計画のうち、当第3四半期連結会計期間に完了したものは、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 所在地	事業の種類別セグメント (事業部門)の名称	設備の 内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の 増加能力
(株)パロー	刈谷店 愛知県刈谷市	流通事業 (スーパーマーケット)	店舗	1,609	平成20年12月	販売力の増加
中部薬品(株)	揖斐川店他3店舗 岐阜県揖斐郡揖斐川 町他	流通事業 (ドラッグストア)	店舗	390	平成20年12月	販売力の増加

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,800,000
計	112,800,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,661,699	52,661,699	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	(注) 1
計	52,661,699	52,661,699		

(注) 1 単元株式数は100株であります。

2 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年6月29日 株主総会決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	6,410
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類(内容を含む)	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	641,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当り2,075
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 2,075 資本組入額 1,038
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了により退任、定年退職その他正当な事由のある場合には、この限りではない。 2 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 3 新株予約権者は、1年間(1月1日から12月31日をいう。)における新株予約権の行使にかかる権利行使価額の合計額が1,200万円を超えてはならない。 4 その他の条件については、本新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 単元株式数は100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成20年12月8日 取締役会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類(内容を含む)	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,076,923
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当り1,300
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日～平成24年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,300 資本組入額 650
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部につきその行使を請求することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2
新株予約権付社債の残高(百万円)	3,657

(注) 1 単元株式数は100株であります。

2 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

- 1 組織再編等(第2項に定義する。)が生じた場合には、当社は、承継会社等(第3項に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ()当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用(租税を含む。)を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であることを予定していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 2 「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)における、()当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、()会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、()株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)、()資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)又は()その他の日本法上の会社再編手続で本社債及び本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議の採択を総称する。
- 3 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- 4 第1項の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - (1) 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、本号()又は()に従う。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又はその他の財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () 本号()以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合により効力発生日から14日以内の日)から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

(9) その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

5 当社は、第1項の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項の趣旨に従う。

3 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

ア 当社は、本社債について期限の利益を失っていないこと及び本号()に定める金銭全額を本号イに定める日までに本新株予約権付社債の社債権者に対して預託したことを条件として、平成24年12月14日(以下「取得日」という。)に、同日に残存する本新株予約権に係る本新株予約権付社債の全部を取得し、本新株予約権付社債の全部を取得するのと引換えに、当該本新株予約権付社債の社債権者に対して、本号に定める交付財産を本号イに定める日において、交付する。

交付財産は、下記()及び()とする。

() 取得しようとする本新株予約権付社債の額面金額の9.1%に相当する額を520円又は取得日の前10取引日までの30連続取引日における各1株当たり平均VWAPの平均値のいずれか大きい額で除して得られる数の当社普通株式(ただし、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)

() 本号()に定める当社普通株式の数に取得日の前10取引日までの30連続取引日における各1株当たり平均VWAPの平均値を乗じて得た額を、取得しようとする本新株予約権付社債の額面金額の109.1%に相当する額から差し引いて得られる額に相当する金銭

本号()に定める交付財産は、平成24年12月14日に本新株予約権付社債の社債権者に対して交付するものとする。但し、当社は、本号()に定める金銭の額を平成24年12月13日(当日を含む。)までに本新株予約権付社債の社債権者に対し預託するものとし、当該預託された金銭は平成24年12月14日に本号()本文に定める交付財産に充当されるものとする。

- イ 当社は、平成24年12月13日までに、本新株予約権付社債の社債権者に対して、本号 ()に定める金銭を本号 但書に定める預託金として交付するものとする。
当社は、本号に基づき取得した本新株予約権付社債を直ちに消却するものとする。
- ウ 本号において、「1株当たり平均VWAP」とは、当該取引日における株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格をいう。
本号において、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日(ただし、売買高加重平均価格が発表されない日を除く。)をいう。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年12月31日		52,661		11,916		12,670

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期連結会計期間において大株主の異動はありません。

なお、平成20年10月22日付で住友信託銀行株式会社より平成20年10月15日現在の大量保有報告書の変更報告書が近畿財務局に提出されておりますが、当第3四半期会計期間末の当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりません。

大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	2,297	4.36
計		2,297	4.36

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 726,800		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,836,900	518,369	同上
単元未満株式	普通株式 97,999		
発行済株式総数	52,661,699		
総株主の議決権		518,369	

(注) 1 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式10株及び証券保管振替機構名義の株式80株が含まれております。
2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権11個)含まれておりません。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社パロー	岐阜県恵那市 大井町180番地の1	726,800		726,800	1.4
計		726,800		726,800	1.4

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,170	1,220	1,122	1,004	1,057	955	832	900	1,005
最低(円)	940	1,031	960	921	915	768	600	745	816

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

氏名	新役名及び職名	旧役名及び職名	異動年月日
鈴木 敏道	取締役 (H C 企画室長)	取締役 (H C 事業統括本部長)	平成20年 6 月30日
	取締役 (H C 企画室長 兼 H C 営業部長)	取締役 (H C 企画室長)	平成20年 7 月16日
	取締役 (海外事業部長)	取締役 (H C 企画室長 兼 H C 営業部長)	平成21年 1 月16日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,772	8,412
受取手形及び売掛金	3,796	2,559
商品及び製品	20,680	16,544
原材料及び貯蔵品	376	280
その他	6,146	6,085
貸倒引当金	28	8
流動資産合計	45,744	33,874
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	63,744	57,011
土地	27,553	25,499
その他(純額)	7,406	11,735
有形固定資産合計	98,705 ¹	94,247 ¹
無形固定資産		
のれん	2,256	2,768
その他	5,171	4,875
無形固定資産合計	7,428	7,643
投資その他の資産		
差入保証金	21,812	20,778
その他	8,691	8,568
貸倒引当金	1,098	503
投資その他の資産合計	29,405	28,843
固定資産合計	135,538	130,734
資産合計	181,283	164,609
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,639	20,836
短期借入金	26,940	23,981
未払法人税等	724	2,702
賞与引当金	684	1,702
引当金	395	341
その他	17,941	19,242
流動負債合計	76,326	68,807
固定負債		
社債	4,247	780
長期借入金	32,875	30,079
退職給付引当金	2,104	2,198
引当金	1,245 ²	1,396 ²

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負ののれん	49	60
その他	2 8,617	2 7,512
固定負債合計	49,140	42,028
負債合計	125,466	110,835
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,916	11,916
資本剰余金	12,670	12,670
利益剰余金	32,392	29,875
自己株式	1,908	1,223
株主資本合計	55,071	53,239
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	51	101
評価・換算差額等合計	51	101
新株予約権	344	-
少数株主持分	452	432
純資産合計	55,816	53,774
負債純資産合計	181,283	164,609

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	247,980
売上原価	189,909
売上総利益	58,071
営業収入	9,352
営業総利益	67,423
販売費及び一般管理費	1 59,711
営業利益	7,711
営業外収益	
受取利息	122
受取配当金	28
受取事務手数料	416
受取賃貸料	461
負ののれん償却額	11
その他	745
営業外収益合計	1,785
営業外費用	
支払利息	561
持分法による投資損失	94
不動産賃貸原価	606
その他	127
営業外費用合計	1,390
経常利益	8,107
特別利益	
固定資産売却益	200
前期損益修正益	16
債務保証損失引当金戻入額	73
補助金収入	402
その他	109
特別利益合計	802
特別損失	
固定資産売却損	86
固定資産除却損	209
固定資産圧縮損	610
たな卸資産評価損	782
その他	235
特別損失合計	1,924
税金等調整前四半期純利益	6,984
法人税、住民税及び事業税	2,688
法人税等調整額	785
法人税等合計	3,474

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

少数株主利益	23
四半期純利益	3,486

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	85,521
売上原価	65,775
売上総利益	19,745
営業収入	3,218
営業総利益	22,963
販売費及び一般管理費	1 20,280
営業利益	2,683
営業外収益	
受取利息	51
受取配当金	18
受取事務手数料	138
受取賃貸料	153
負ののれん償却額	3
その他	268
営業外収益合計	634
営業外費用	
支払利息	205
持分法による投資損失	12
不動産賃貸原価	203
その他	34
営業外費用合計	456
経常利益	2,861
特別利益	
固定資産売却益	198
前期損益修正益	11
補助金収入	402
その他	43
特別利益合計	655
特別損失	
固定資産売却損	82
固定資産除却損	2
固定資産圧縮損	610
債務保証損失引当金繰入額	43
その他	73
特別損失合計	811
税金等調整前四半期純利益	2,705
法人税、住民税及び事業税	465
法人税等調整額	784
法人税等合計	1,249
少数株主利益	10

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(自平成20年10月1日
至平成20年12月31日)

四半期純利益	1,445
--------	-------

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	6,984
減価償却費	5,909
のれん償却額	499
貸倒引当金の増減額(は減少)	614
退職給付引当金の増減額(は減少)	93
受取利息及び受取配当金	151
支払利息	561
持分法による投資損益(は益)	94
固定資産除却損	209
売上債権の増減額(は増加)	1,236
たな卸資産の増減額(は増加)	4,232
仕入債務の増減額(は減少)	8,802
その他	492
小計	17,470
利息及び配当金の受取額	69
利息の支払額	488
法人税等の支払額	4,933
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,119
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	14,239
有形固定資産の売却による収入	2,524
無形固定資産の取得による支出	569
差入保証金の差入による支出	1,845
差入保証金の回収による収入	787
預り保証金の受入による収入	803
預り保証金の返還による支出	505
その他	518
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,563
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	3,913
長期借入れによる収入	7,900
長期借入金の返済による支出	5,136
社債の発行による収入	3,992
社債の償還による支出	212
自己株式の取得による支出	685
配当金の支払額	946
その他	56
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,768
現金及び現金同等物に係る換算差額	0

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

現金及び現金同等物の増減額（は減少）	7,324
現金及び現金同等物の期首残高	7,372
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	1
現金及び現金同等物の四半期末残高	14,695

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
1	<p>連結の範囲の変更 連結子会社数 18社 第1四半期連結会計期間より、株式会社Vソリューションを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>第2四半期連結会計期間より、株式会社北欧倶楽部を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>当第3四半期連結会計期間より、株式会社福井中央漬物を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、株式会社ペットフォレストアカデミーは、平成20年11月12日付けで破産手続開始決定となったため、当第3四半期連結会計期間から連結の範囲から除外しております。</p>
2	<p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間の売上総利益、営業利益及び経常利益が3億55百万円、税金等調整前四半期純利益が11億38百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>
	<p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を、第1四半期連結会計期間より早期適用し、通常の売買取引に係る会計処理に変更し、リース資産として計上しております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>この変更による当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
1 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結累計期間末の棚卸高の算出に関しては、一部実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3 経過勘定項目の算定方法	合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
4 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一次差異等の発生状況に著しい変化が無いと認められる場合、前連結会計年度において採用した将来の業績予測、タックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 61,598百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 57,202百万円
2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対し、次の通り債務保証を行っております。 ㈱ヒルトップ 1,877百万円 固定負債引当金 577百万円 (債務保証引当金) 固定負債その他 733百万円 (持分法適用に伴う負債) その他3社 1,266百万円 計 1,832百万円	2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対し、次の通り債務保証を行っております。 ㈱ヒルトップ 1,950百万円 固定負債引当金 738百万円 (債務保証引当金) 固定負債その他 645百万円 (持分法適用に伴う負債) その他3社 1,296百万円 計 1,863百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
広告宣伝費	3,328百万円
ポイント引当金繰入額	386百万円
給与手当	22,298百万円
賞与引当金繰入額	604百万円
賃借・リース料	10,577百万円
減価償却費	5,051百万円

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
広告宣伝費	1,138百万円
ポイント引当金繰入額	147百万円
給与手当	7,567百万円
賞与引当金繰入額	604百万円
賃借・リース料	3,544百万円
減価償却費	1,756百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	14,772百万円
預入期間が3か月超の定期預金等	76百万円
現金及び現金同等物	14,695百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	52,661,699

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,424,070

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	3,076,923	344
合計		3,076,923	344

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月15日 定時株主総会	普通株式	467	9	平成20年3月31日	平成20年6月12日	利益剰余金
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	519	10	平成20年9月30日	平成20年12月9日	利益剰余金

- (2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	流通事業 (百万円)	スポーツ クラブ事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に 対する営業収益	86,158	2,035	546	88,739		88,739
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	85	0	1	87	(87)	
計	86,244	2,035	547	88,827	(87)	88,739
営業利益又は営業損失()	2,661	98	41	2,605	78	2,683

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	流通事業 (百万円)	スポーツ クラブ事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に 対する営業収益	249,321	6,150	1,861	257,333		257,333
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	261	3	2	267	(267)	
計	249,582	6,154	1,864	257,601	(267)	257,333
営業利益又は営業損失()	7,549	223	152	7,478	232	7,711

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスの販売形態により区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 流通事業・・・スーパーマーケット、ホームセンター及びドラッグストア
- (2) スポーツクラブ事業・・・スポーツクラブ
- (3) その他の事業・・・保険代理業、温泉事業等

3 会計処理の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べ流通事業は当第3四半期連結累計期間の営業利益が3億55百万円減少しております。

(2) リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期連結会計期間より早期適用し、通常の売買取引に係る会計処理に変更し、リース資産を計上しております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この変更による当第3四半期連結累計期間の営業利益への影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

在外子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,073.81円	1,027.07円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	55,816	53,774
普通株式に係る純資産額(百万円)	55,019	53,341
差額の主要な内訳(百万円)		
新株予約権	344	
少数株主持分	452	432
普通株式の発行済株式数(千株)	52,661	52,661
普通株式の自己株式数(千株)	1,424	726
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	51,237	51,935

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	67.18円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載していません。

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	3,486
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,486
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(千株)	51,899
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債(券面 総額4000百万円) この概要は、「第4 提出 会社の状況 1 株式等の 状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載してありま す。

第3 四半期連結会計期間

当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	27.88円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載していません。

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,445
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,445
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(千株)	51,830
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(券面総額4000百万円) この概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第52期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年11月7日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 519百万円

1株当たりの金額 10円00銭

支払請求権の効力発効日及び支払開始日 平成20年12月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

株式会社バロー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バローの平成20年4月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バロー及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

注記事項の四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 2. 会計処理の原則及び手続の変更(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。